

長崎市農業委員会 令和4年11月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月28日(月) 14:00 開会
15:10 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(15名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博 峰 忠幸
柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(4名)
後山 裕義 永岡亜也子 松尾 隆治 森山 安男
- 6 出席推進委員(22名)
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝
川添 孝則 城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世
濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 村田美津枝
森内 悟己 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)
三浦 孝路 森保 欣也
- 8 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年11月農業委員会総会を開会いたします。議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、11月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、22名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川満治委員と田平孝廣委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上川委員・田平委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、三ツ山町の〇〇さんが所有する、三ツ山町の農地2筆207㎡について、三ツ山町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎純心大学の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で480日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,874㎡となり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、森内推進委員から報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。11月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。ま

た、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番について御説明いたします。議案書は、引き続き1ページを御覧ください。本件は、西海町の〇〇さんが所有する、西海町の農地1筆779㎡について、西海町の〇〇さんが、売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で350日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が10,287㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、川添推進委員から報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について御報告いたします。11月15日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑でイチゴの栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、高城台1丁目の〇〇さんが所有する、北浦町の農地2筆510㎡及び高城台1丁目の〇〇さんと田手原町の〇〇さんが共有する、北浦町の農地1筆997㎡について、白木町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が新規就農のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北側と南側に位置しております。次が、拡大したのものになります。拡大した写真が、もう1枚ございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものであります。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で240日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が1,507㎡となり、新規就農の下限面積1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、11月10日に山口眞佐栄委員立会のもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について、議案の説明と現地調査の

報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、亡〇〇相続財産である現川町の農地3筆について、公衆用道路として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和55年から既に公衆用道路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。現川駅の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、概ね300m以内に鉄道の駅が存在する第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。本件は、昭和55年頃、車両の通行を可能とするため、赤道を拡張して公衆用道路が建設されたものです。雨水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、池田推進委員から報告をお願いします。

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。11月17日に私と後山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、昭和55年頃から公衆用道路として利用されています。これまでも、周囲の農地に何ら支障はなく、雨水については、側溝に放流するため、転用については、特に問題ないと思われます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案については、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、黒浜町の〇〇さんが所有する黒浜町の農地1筆について、黒浜町の〇〇さんが住宅用地に利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、平成元年から既に住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒浜ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。本件は、昨年12月に緑色で着色した農地において転用許可を受けていたましたが、隣接する青色部分及び赤色部分に越境して住宅が建築されていたことが判明したことから、今回、農地である〇〇について再度許可申請がなされたものでございます。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柴原推進委員から報告をお願いします。

○柴原推進委員 それでは、現地調査について御報告いたします。11月17日に私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、昨年12月に追認により転用許可を受けていたましたが、この際、コンサルに測量していただいたそうですが、隣接農地に越境して建設されていたことが測量でわかりまして、越境部分の農地について転用許可申請が行われたものです。内容については、前回の許可と同様であり、転用については、特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを御覧ください。本件は、中里町の〇〇さんが所有する中里町の農地2筆について、〇〇が九州新幹線西九州ルート建設工事に伴う湧水対策工事として恒久的な農業用施設を設置するための、資機材ヤードとして使用する目的で一時転用の申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であることから、長崎市に一時転用についての意見を求めたところ、特に問題ないとの回答を得ております。次が、配置図でございます。赤枠の部分が資機材

ヤードで、建設資材・工事用車両及び建設発生土などの資機材置き場として利用する計画となっております。ヤードとして使用する部分の農地表土上には全面土木シートを敷き、その上に砕石を敷いて使用するため、表土の流失等の被害は生じないと考えております。雨水排水につきましては、素掘り側溝を設置し道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

○増田推進委員 現地調査について御報告いたします。11月17日に私と赤瀬委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資機材ヤードとして一時転用を行うものですが、表土上に土木シートを敷き、その上に砕石を敷いて使用するほか、隣接する畑に影響を与えないよう防塵ネットを設置します。また、雨水は素掘り側溝を設置して道路側溝に排水するなど、雨水排水の状況、境界等、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを御覧ください。本件は、三原1丁目の〇〇さんが所有する三ツ山町の農地1筆について、三原1丁目の〇〇が、資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎純心大学の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。申請地は、足場支柱・足場踏板・仮設フェンスなどの資材置場として利用する計画で、敷地の造成は行わず、現状のまま砕石を敷いて使用します。また、隣接する宅地を道路までの通路として利用する計画となっております。雨水につきましては、敷地内の既存側溝から水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森内推進委員から報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。11月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置場に転用を行うものですが、造成等を行わず、砂利を敷いて現状のまま使用します。また、雨水排水の状況、境界等については、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する、船石町の農地1筆1,030㎡について、船石町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,420㎡となり、利用につきましてはショウガの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。船石公民館の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

○増田推進委員 現地調査について御報告いたします。11月17日に私と赤瀬委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、ショウガの栽培を行っております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして2番について御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、飯香浦町の〇〇さんが所有する、飯香浦町の農地1筆181㎡について、太田尾町の〇〇さんが20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,188㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 2番の現地調査について御報告いたします。11月16日に私と峰委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番と4番につきましては、借受人が同一ですので、併せて御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。3番は、ダイヤランド1丁目の〇〇さ

んが所有する茂木町の農地1筆1,502㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,502㎡について、20年間の賃貸借により、出雲1丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして4番は、茂木町の〇〇さんが所有する茂木町の農地1筆1,155㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,155㎡について、20年間の賃貸借により、出雲1丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,115㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中山推進委員から報告をお願いします。

○中山推進委員 3番と4番の現地調査について御報告いたします。11月16日に私と上川委員、事務局とで現地確認を行いました。3番と4番ともに利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして5番について、御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地2筆3,857㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,857㎡について、20年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,857㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査について御報告いたします。11月15日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しています。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が4件、合計筆数が6筆、合計面積が2,041㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、福岡県那珂川市の〇〇さんが所有する千々町の農地3筆で、面積は958㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。10月12日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして2番は、本河内2丁目の〇〇さんが所有する、本河内2丁目の農地1筆で、面積は合計472㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。本河内ダムの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、岩本委員から報告をお願いします。

○岩本委員 現地調査について御報告いたします。11月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、大園町の〇〇さんが所有する、三重田町の農地1筆で、面積は102㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三重漁港の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。11月15日に私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況で

した。報告は以上です。

○農地係長 続きまして4番は、松ヶ枝町の〇〇が所有する、南町の農地1筆で、面積は合計509㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎南高校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柳川委員から報告をお願いします。

○柳川委員 現地調査について御報告いたします。11月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項1について、口頭にて報告させていただきます。11月21日月曜日午後4時から、市役所本館3階の第2応接室において、農業委員会から運営委員7名にご出席いただき、平尾会長から田上市長に意見書を提出いたしましたので御報告いたします。

なお、今回提出しました意見書に対する正式な回答につきましては、12月または1月の総会の時に関係機関に出席いただき、説明をいただく予定としております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「遊休農地対策検討委員会について」、柳川委員長から説明をお願いします。

○柳川委員長 それでは、令和4年11月28日、本日午後1時30分から開催しました、第1回遊休農地対策検討委員会について報告いたします。本日の出席者は、委員11名の

うち9名で開催しました。議題としまして、1、令和4年度農地利用状況調査結果について、2、令和5年度農地利用状況調査について協議をいたしました。まず、令和4年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、皆様御承知の通り、大変な作業となりますが、今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、事務局の方から後で説明していただきますのでよろしく申し上げます。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。それでは、引き続き、事務局から資料などの説明をお願いします。

○農地係長 それでは、資料に基づき事務局から御説明いたします。令和4年度農地利用状況調査結果につきましては、各地区の農業委員及び推進委員の皆さんが、今年6月末までに利用状況調査を行っていただいた結果をもとに作成しておりますが、令和3年度より国への報告は、3月31日現在で報告するようになっておりますので、今回は、11月1日現在の速報値として報告いたします。それでは、資料2ページの令和4年度農地利用状況調査結果を御覧ください。表の最下段の左端に全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で139,379筆、約5,400haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で55,139筆、約2,440haで、対象面積に対し45%の面積となっております。次に、表②の荒廃農地のA分類は、8,239筆、約340haで、対象面積に対し7%の面積、表③の荒廃農地のB分類は、76,001筆、約2,610haで対象面積に対し48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほど御確認していただければと思います。

次に、3ページを御覧ください。3ページには過去5年間の比較表を掲載しております。また、4ページから6ページにかけては、地区ごとにグラフ化したものを掲載しておりますので、こちらも後ほど御確認していただければと思います。令和4年度農地利用状況調査結果につきましては以上でございます。

続きまして、令和5年度農地利用状況調査について、でございます。資料の7ページを御覧ください。令和5年度農地利用状況調査につきましては、本日配布しております農地利用状況調査野帳を基に調査をお願いいたしたいと思っております。まず、1の目的といたしましては、農地法第30条第1項にある「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない」の規定に基づき、長崎市内にある全ての農地の利用状況について調査を実施します。調査の結果、遊休農地A分類の所有者等に対しては「利用意向調査」を実施し、その意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を図ります。また、B分類と判断された農地につきましては、非農地判断の対象となり、非農地通知の手続きを進めてまいります。次に、2の実施体制についてですが、各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんが協力して行っていただくこととなります。次に3の調査方法についてですが、農地地図などにより農地を特定し、その利用状況を「農地利用状況調査野

帳」に記入していきます。それでは資料の10ページをご覧ください。10ページには、農地利用状況調査野帳の記入例を掲載しております。主な記入内容といたしましては、中ほどにございます「調査日」を記入します。次に、調査結果は、「耕作中」、「A分類」、「B分類」、「その他」とし、1筆ごとに「調査結果」の欄の該当箇所を「○」で囲みます。なお、参考までに過去2年間の調査結果を、「R04」、「R03」の欄に表示をしております。

次に新たに発生したA分類につきましては発生場所を記入していただきたいと思っております。

発生場所につきましては、「山間部」「平地」「山麓」「崖地」の4分類になりますが、特に難しく考える必要はありませんので、まずは、山間部か平地ということで区分をしていただき、その間であれば山麓といった程度で構いません。

なお、農地中間管理事業における利用状況報告が廃止され、農業委員会が行う農地利用状況調査により農地の現状を確認することになっておりますので、表の中ほどにある「中間管理」の欄に「○」印の付いている農地は優先的に調査をお願いします。また山林化し、非農地判断を行った農地には、「調査結果」の欄に「非農地通知済」と表示しておりますので、調査の必要はありません。

それでは、資料に9ページにお戻りください。5の調査結果報告ですが、本日お配りした「農地利用状況調査野帳」により調査を実施していただき、翌年6月に回収させていただきます。この調査結果をもとに11月時点での利用状況調査表を作成します。

この利用状況調査の結果をもとに利用意向調査を実施し、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況を3月末までに県に報告することになります。また、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況につきましては、遊休農地を1筆ごとに管理し、A分類は意向調査の結果により農地法に基づいた処理の内容を、B分類は、非農地判断に至るまでの経過を報告することになっております

次に、11ページをから13ページにかけては、利用状況調査の流れや遊休農地の区分、事例等を掲載しております。それでは、11ページを御覧ください。調査の結果、A分類については、「利用意向調査」へ進み、B分類につきましては、非農地判断を行い、非農地通知の手続きを行ってまいります。次に、12ページから13ページにかけましては、「A分類」「B分類」の区分の説明を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、14ページを御覧ください。14ページの事例①は、「耕作中」の事例の写真です。雑草を除草すれば耕作可能と判断して、「耕作中」ということにいたします。次に、15ページの事例②は、「A分類」の事例の写真です。樹木や雑草が繁茂していますが、トラクターや耕耘機などによる復旧により、農地としての利用が可能と判断し、「A分類」ということにいたします。次に16ページを御覧ください。16ページの事例③は、「B分類」の事例の写真になります。長期間放置され樹木が繁茂していることから、通常の機器では再生困難と判断し、「B分類」といたします。利用状況調査の説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何か御意見、御質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項3について御報告いたします。資料の1ページから2ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、9件の届出がありました。続きまして、資料の3ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、5件提出されました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計18件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、11月10日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和4年度 農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項1について御説明させていただきます。資料は、その他の事項の冊子の1ページを御覧ください。まず、日時でございますが、令和5年1月12日木曜日から13日金曜日までです。参加人数は、現時点で事務局職員を含めまして34名となっております。資料2ページに出欠一覧表を添付しておりますので、御自身の出欠状況に間違いがないかご確認ください。間違いがある場合は後程事務局まで御連絡をお願いいたします。また、併せまして、出欠の変更につきましては、ホテル等との調整の都合上、令和4年12月16日金曜日までに御連絡をお願いいたします。

資料1ページにお戻りください。研修内容ですが、12日木曜日に壱岐市農業委員会において、座学・意見交換として、多面的支払交付金の活用についてなど壱岐市の取り組みについて御説明をいただき、意見交換会を行います。13日金曜日は、現地視察として、まず、多面的支払交付金を活用した圃場の視察を行うこととしています。

最終決定につきましては、追って御連絡させていただきますとともに、互助会からの支出等の協議については、来月の総会時に互助会の臨時総会を開催していただき、決定したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から何か御意見、御質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項 2 について御説明いたします。資料の 3 ページを御覧ください。令和 4 年度の目標部数は 141 部となっております。先月の報告以降、増減はありませんでしたので、現在の購読部数は 122 部で、目標部数に 19 部足りない状況となっております。目標部数が達成できますよう、今後とも委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 3 についてですが、資料の 4 ページ、5 ページに上半期の活動記録集計表を、6 ページ、7 ページに下半期の活動記録集計表を掲載しております。下半期の表の右側の合計及び平均の部分については、今年 4 月からの積み上げとなっております。日数等を御確認いただき、提出漏れや御自身の把握している日数と相違している場合は、事務局まで御連絡ください。なお、上半期 9 月までの分につきましては、既に令和 4 年度の実績として、国に対し報告済でありますことを申し添えます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

○城戸推進委員 全国農業新聞の事でお尋ねいいですか。年間 8,400 円の高い購読料で、毎週読んでいますけど、その中で、11 月 18 日付で、「帰属法」の話があってもものすごく興味があったんですよ。というのは、高齢化と担い手不足でよく、農家の方から「もう、田畑を手放したい、もう年を取ってできない。中山間地は誰も借りる人がいないし、どんな方法があるのか」と聞かれたから、たまたま、この新聞を見たら、負担金が 20 万円かかって来年の 4 月から施行となっておりますので、この辺り、農業会議とか県とかで、何か資料があれば参考にしたいということです。

○農政管理係長 今、城戸推進委員が言われたことについては、今、国がパブリックコメントを行っているようです。おっしゃられるように、今後、色々周りから質問とか、相談を受けられることになるかと思っておりますので、制度とかやり方がはっきりした時には、農業会議等から資料を提供いただいて御報告したいと思っております。

○城戸推進委員 遊休農地の報告書にもあったように、半分が遊休農地になってしまっていて、その辺りの問題もあるのかなと思っています。何か良いダイジェスト版か何かあれば、よろしく願います。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。なんでも結構です。

○濱口（雅）推進委員 野帳をちょっと見ていた時に「令和3年」「令和4年」が「耕作中」で現況が「山林・原野」と書いてあるのが、何なのかなということと、それともう一点が、近くの人から、「前は田んぼで稲を作っていたんだけど、今は水がなくて、畑にした」と、そういう時は何も届出など必要ないんですよね。2点お願いします。

○農地係長 まず、1点目の質問なんですけれども、耕作中なのに現況が、山林・原野となっているということなんですけど、本来は令和4年度が「耕作中」であれば、現況は畑なり田んぼなりになっていますし、令和4年度が、「B分類」であれば、現況が山林に変わっているのが本当なんですけれども、農地が15、6万筆ある中で、農地台帳がきちんと整備されていないケースがあって、そういうことで、現況と調査結果の相違があっているところがありますけれども、そこは随時事務局で修正をやっていきますので、よろしくをお願いします。

○濱口（雅）推進委員 気にしなくていいんですか。

○農地係長 気にしなくて結構です。それと2点目なんですけど、田んぼの登記地目を畑にした際に何か届出があるのかということなんですけれども、それについては、何も届ける必要はございませんので。

○濱口（雅）推進委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 冒頭の農政管理係長の説明で気になった「野焼き」の件ですけれども、廃掃法の例外規定ですよということなんですけれども、これ、面積とか、消防法の届出とかその辺りは、面積によるのかなと思うんですけれども。

○農政管理係長 そこは、曖昧な回答になってしまうので改めて確認しますが、面積うんぬんではなくて、野焼き自体が、皆さんが畑でされる野焼きではなくて、一般的に箱の中でしないのは全て野焼きなので、規模は色々あるかと思えます。すみません、そこを確

認して、面積の規模、それから消防関係の届出については、わかる範囲で確認して、改めて皆さんに報告をしたいと思います。

○城戸推進委員 田舎では、煙は風情があつてよかったですけれども、近々、洗濯物が臭いとかなんやかんやでやかましくなつて、大分配慮しながら、仕事をしているんですよ。そこら辺を踏まえて、なるべく喧嘩しないようにしないと、と思つておりますので、よろしくをお願いします。

○岩本委員 その野焼きの件で、認められると書いてあるんですけども、その証明ですね、市役所の方とか交番の方が来た時に証明が何もなかったら、本当にその仕事に従事しているのかわからない訳ですよ。そういう証明の発行とかはないんですかね。

○農政管理係長 すみません、その辺ですね、よかつたら環境部の方に問い合わせいただければと思うんですけども。言つたように野焼きは、農地とか畑だけではないのですよね。それ以外の分も野焼きという位置付けになりますので、よろしければ、そこは、何の証明かというのがわからないんですけども、法律の中では、原則、野焼きはダメだよとあり、その下に何項目か例外規程がある中で、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却というのがあつたんですけども、それはあくまでも、地域との調和を考えたくて認められるというふうになっておりますので、やはり苦情があつた場合は、トラブルにはなるんですけども、苦情を言つた方が、強いという形にはなつていないかというふうです。法律上は、証明とかはなかつたと思うんですけども、そこは確認いただければと思います。

○岩本委員 わかりました。地域でその件で話し合いをしたんですけども、証明がないとできないんじゃないかという話があつたもんですからね。普段、家庭菜園の方も燃やしているんですよ。それと、本当に従事している方が燃やしている。そういうところがよくわからないんじゃないかという意見が出たものですから。

○農政管理係長 そこは、各地域で色々あると思うんですよ。地域によっては、協定書を結んでいるような所もあるみたいです。だからその地域の状況によると思うので、そこは地域自治会として、環境の方を通して、トラブルがないような協議をお願いしたいと思います。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和4年12月、令和5年1月の行

事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料の8ページを御覧ください。初めに12月の行事予定ですが、11月30日から12月1日にかけて、令和4年度全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催され、平尾会長が出席する予定です。9日金曜日が、長崎県農業会議常設審議委員会、21日水曜日に農業委員会運営委員会、26日月曜日の15時から農業委員会総会を開催し、総会終了後、親睦会の開催を予定しております。また、先ほどもお伝えしましたが、総会の時に意見書に対する回答をいただく予定としております。また、総会後の親睦会につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を延期または中止する場合があります。

次に、来年1月の行事予定です。10日火曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、12日木曜日から13日金曜日が、壱岐市への業委員会視察研修、23日月曜日が運営委員会、30日月曜日が農業委員会1月総会を開催する予定としております。1月総会は今新庁舎に移転をしていますが、新庁舎の会議室の使用についての整理がされていないので、会場は今のところ、ここ、メモリアルホールを予定しております。今後も、新庁舎の会議室をベースにしていきたいと考えていますが、会場が確保できない場合については、別会場という形になりますので、会場については、通知で確認をお願いします。以上で行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで11月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。